

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

### 『「第6波」非常事態宣言』について

現在、若者を中心に、3連休、特に成人式に関連した会食等に端を発する感染が、これまでにないスピードで急拡大しております。

このまま感染が止めどなく拡大すると、新規陽性者数、病床使用率ともに急上昇し、医療体制だけでなく、企業、学校など社会・経済の基盤となる様々な領域でスタッフの確保・体制の維持が困難となり、社会・経済活動そのものが機能停止に陥りかねないことが強く危惧されます。

このため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり『「第6波」非常事態宣言』を決定したところです。

県内の障害福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止対策の継続をお願いします。

#### 記

#### 1 基本的な感染防止対策の徹底・強化について

オミクロン株に対しても、これまで同様、基本的感染防止対策（マスク着用、手洗い、三密回避、こまめな換気、体調不良時の行動ストップ）の徹底を継続していただくとともに、以下の強化をお願いします。

- ・ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、**不要不急の都道府県間の移動**は極力回避
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への**外出自粛**
- ・ 自宅含め、**普段会わない人との会食**、大人数・長時間での会食を徹底回避  
(4人まで、2時間以内が目安)

#### 2 各事業所・施設での感染防止対策の再徹底について

各事業所・施設におかれては、『「第6波」非常事態宣言』を発出する状況であることを踏まえ、「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」（令和3年11月30日改正）を元に、利用者と職員に関する感染防

止対策の再徹底をお願いします。

### 3 研修動画を使った事業所・施設内研修の実施について

「第6波」の感染拡大において、職員一人ひとりが正しい感染防止対策を理解し、事業所・施設全体で感染防止対策に取り組むことが必要ですので、各事業所・施設におかれては、県ホームページ等に掲載しております福祉施設向け対策の動画等を活用し、各職員への研修の実施を再徹底いただきますようお願いします。

○岐阜県「高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会」(約60分)

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

(研修資料、YouTube リンク先を掲載)

○日本環境感染学会講習会動画(約20分)

講師：(一社)ぎふ総合健診センター所長・岐阜大学名誉教授 村上啓雄氏

URL : [https://www.youtube.com/watch?v=7IKndd-cEM&list=PLU\\_dEM\\_9NVr1UXcXtERsE2gJ5qEX50HZT&index=3](https://www.youtube.com/watch?v=7IKndd-cEM&list=PLU_dEM_9NVr1UXcXtERsE2gJ5qEX50HZT&index=3)

(研修資料は県高齢福祉課HPに掲載 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html> )

### 4 感染症に備えた業務継続計画（BCP）の再確認・策定について

業務継続計画を策定している事業所・施設におかれては、「第6波」の感染拡大に備えた計画内容の再確認を行い、職員への周知徹底をお願いします。

業務継続計画の策定義務については、経過措置として、令和6年3月31日までは努力義務となっているところですが、未策定の各事業所・施設におかれては、速やかな策定を行っていただきますようお願いします。

#### [添付資料]

- ・『「第6波」非常事態宣言』(令和4年1月17日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	岩垣
TEL	058-272-1111 内線 2615		
FAX	058-278-2643		